

# 第3期 今帰仁村

## 子ども・子育て支援事業計画

### 【概要版】



令和7年3月

沖縄県 今帰仁村

## 計画策定の背景

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、国は2023（令和5）年4月に、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。

本村においては、こどもが健やかにはぐくまれ、安心して子育てできる環境整備を推進することを目的として、2020（令和2）年3月に「第2期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援を推進してきました。

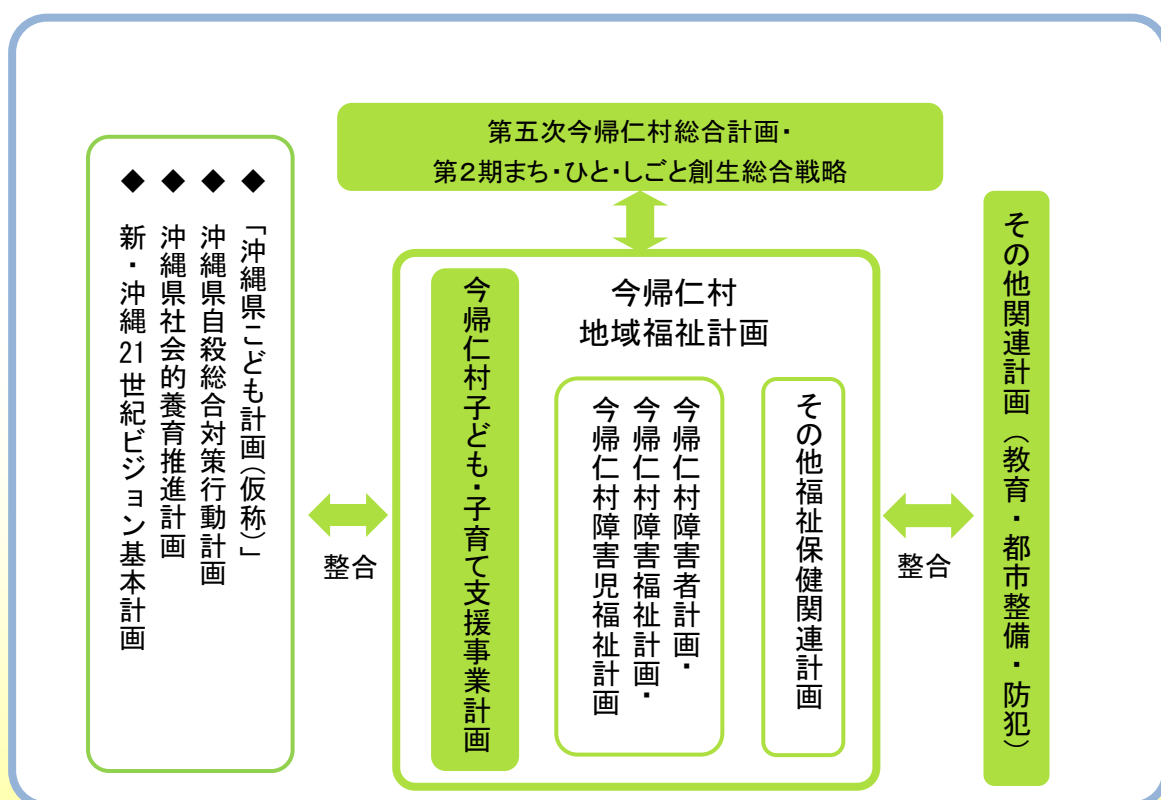
第2期計画期間が2024（令和6）年度で満了を迎えることから、国の動向や本村の実情を踏まえた新たな「第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画（以下、第3期計画）」を策定し、引き続き、こどもが健やかにはぐくまれ、安心して子育てできる環境整備を推進していきます。

## 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本村のむらづくりの最上位計画である「第五次今帰仁村総合計画・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「今帰仁村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図り、策定するものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年間とし、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に中間見直しを行う等弾力的な対応を図ります。



# 子ども・子育て支援制度の概要

新制度では、就学前のこどもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

この制度の給付対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

また、在宅で子育てを行っている家庭などを支援する「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が主体となって実施します。

さらに、令和元年の子ども・子育て支援法の一部改正により、同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

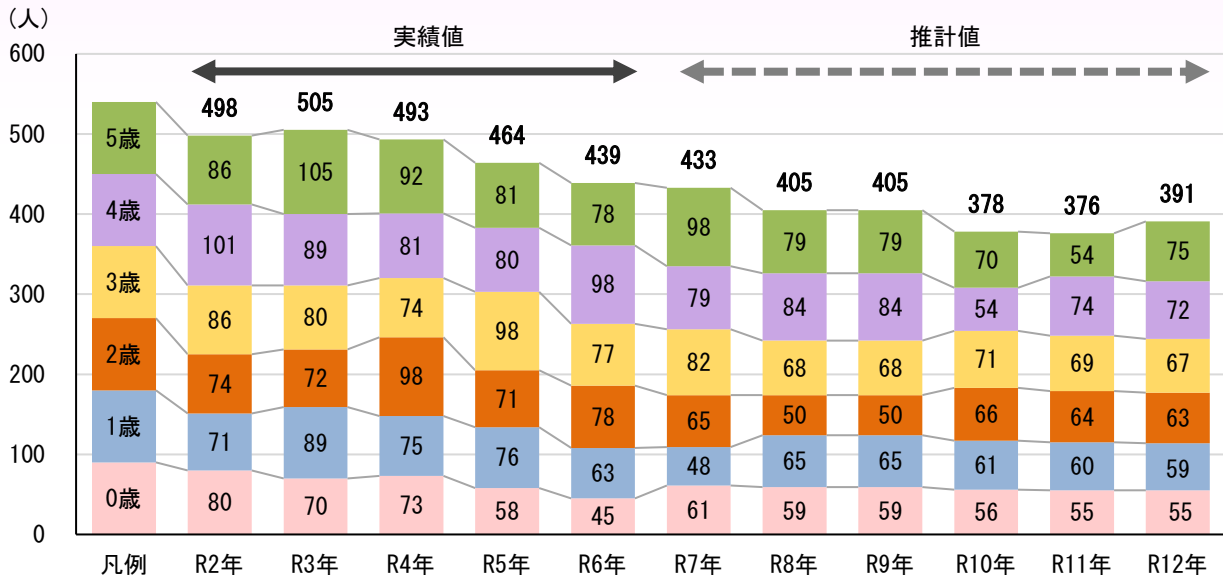
## 子ども・子育て支援制度の概要

市町村主体	<b>子どものための現金給付</b>																				
	児童手当等交付金 児童手当法等に基づく児童手当、特例給付																				
	<b>子どものための教育・保育給付</b>																				
	【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">施設型給付費</td> <td style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">認定こども園</td> <td style="width: 25%;">0～5歳</td> <td style="width: 25%;">幼稚園</td> <td style="width: 25%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>保育所型</td> <td>幼稚園型</td> <td>地方裁量型</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 25%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">幼稚園</td> <td style="width: 50%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>3～5歳</td> <td>0～5歳</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域型保育給付費</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</td> </tr> </table>	施設型給付費	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">認定こども園</td> <td style="width: 25%;">0～5歳</td> <td style="width: 25%;">幼稚園</td> <td style="width: 25%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>保育所型</td> <td>幼稚園型</td> <td>地方裁量型</td> </tr> </table>	認定こども園	0～5歳	幼稚園	保育所	幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">幼稚園</td> <td style="width: 50%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>3～5歳</td> <td>0～5歳</td> </tr> </table>	幼稚園	保育所	3～5歳	0～5歳	地域型保育給付費	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育			
施設型給付費	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">認定こども園</td> <td style="width: 25%;">0～5歳</td> <td style="width: 25%;">幼稚園</td> <td style="width: 25%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>保育所型</td> <td>幼稚園型</td> <td>地方裁量型</td> </tr> </table>	認定こども園	0～5歳	幼稚園	保育所	幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">幼稚園</td> <td style="width: 50%;">保育所</td> </tr> <tr> <td>3～5歳</td> <td>0～5歳</td> </tr> </table>	幼稚園	保育所	3～5歳	0～5歳							
認定こども園	0～5歳	幼稚園	保育所																		
幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型																		
幼稚園	保育所																				
3～5歳	0～5歳																				
地域型保育給付費	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育																				
<b>子育てのための施設等利用給付</b>																					
【施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援】																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">施設等利用費</td> <td style="width: 30%;">施設型給付を受けない幼稚園</td> <td style="width: 30%;">特別支援学校</td> <td style="width: 25%;">預かり保育事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">認可外保育施設等 認可外保育施設／一時預かり事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業(ファミ・ホ・セ・サ)</td> </tr> </table>	施設等利用費	施設型給付を受けない幼稚園	特別支援学校	預かり保育事業		認可外保育施設等 認可外保育施設／一時預かり事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業(ファミ・ホ・セ・サ)															
施設等利用費	施設型給付を受けない幼稚園	特別支援学校	預かり保育事業																		
	認可外保育施設等 認可外保育施設／一時預かり事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業(ファミ・ホ・セ・サ)																				
<b>地域子ども・子育て支援事業</b> 【地域の実情に応じた子育て支援】																					
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">①利用者支援事業</td> <td style="width: 33%;">⑦乳児家庭全戸訪問事業</td> <td style="width: 33%;">【新規事業】</td> </tr> <tr> <td>②延長保育事業</td> <td>⑧養育支援訪問事業等・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> <td>⑭子育て世帯訪問支援事業</td> </tr> <tr> <td>③実費徴収に係る補足給付を行う事業</td> <td>⑨地域子育て支援拠点事業</td> <td>⑮親子関係形成支援事業</td> </tr> <tr> <td>④多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td> <td>⑩一時預かり事業</td> <td>⑯妊婦等包括相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>⑤放課後児童健全育成事業</td> <td>⑪病児保育事業</td> <td>⑰産後ケア事業</td> </tr> <tr> <td>⑥子育て短期支援事業</td> <td>⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</td> <td>⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑬妊婦健康診査</td> <td></td> </tr> </table>	①利用者支援事業	⑦乳児家庭全戸訪問事業	【新規事業】	②延長保育事業	⑧養育支援訪問事業等・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	⑭子育て世帯訪問支援事業	③実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑨地域子育て支援拠点事業	⑮親子関係形成支援事業	④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	⑩一時預かり事業	⑯妊婦等包括相談支援事業	⑤放課後児童健全育成事業	⑪病児保育事業	⑰産後ケア事業	⑥子育て短期支援事業	⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		⑬妊婦健康診査	
①利用者支援事業	⑦乳児家庭全戸訪問事業	【新規事業】																			
②延長保育事業	⑧養育支援訪問事業等・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	⑭子育て世帯訪問支援事業																			
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑨地域子育て支援拠点事業	⑮親子関係形成支援事業																			
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	⑩一時預かり事業	⑯妊婦等包括相談支援事業																			
⑤放課後児童健全育成事業	⑪病児保育事業	⑰産後ケア事業																			
⑥子育て短期支援事業	⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)																			
	⑬妊婦健康診査																				
国主体	<b>仕事・子育て両立支援事業</b>																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■企業主導型保育事業 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)</li> <li>■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援</li> <li>■中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援</li> </ul>																				

# 今帰仁村の児童人口推計

本村の就学前児童人口は、令和3年から令和6年までは減少傾向にあり、令和6年には439人となっています。今後の就学前児童の人口は、出生数の減少とともに、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和11年には376人になると推計されます。

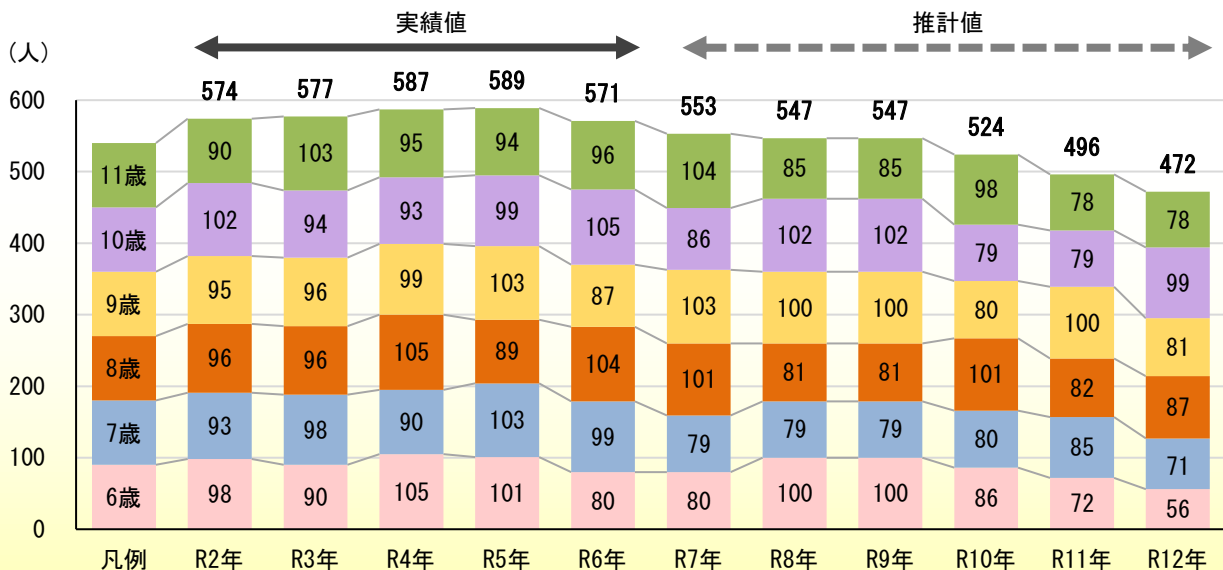
今帰仁村の就学前児童人口の実績と推計



※住民基本台帳データ(令和2年から令和6年実績値)を基にコーホート変化率法を用いて推計

本村の就学児童人口は、令和6年から減少傾向に転じ、令和6年の就学児等人口は571人となっています。今後の就学児童の人口は、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和11年には496人になると推計されます。

今帰仁村の就学児童人口の実績と推計



※住民基本台帳データ(令和2年から令和6年実績値)を基にコーホート変化率法を用いて推計

## 計画の基本理念・施策の方向性

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針を踏まえつつ、本村のこれまでの子育て支援の指針であった「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の目標像を継承し、設定しました。

### 基本理念

ゆたかな自然と地域に包まれて

こどもが健やかに育まれる今帰仁村

～未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して～

### 計画の視点

- ① こどもの視点
- ② 次代の親の育成の視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ⑦ 全てのこどもと家庭への支援の視点
- ⑧ 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- ⑨ サービスの質の視点
- ⑩ 地域特性の視点

第3期今帰仁村子ども・子育て支援事業計画は、ライフステージに応じた施策体系のもと、各種取り組みを推進していきます。

### 方向性

#### ① ライフステージ別の重要施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるむらを目指します。

#### ② ライフステージを通じた重要施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、子ども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通じた縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるむらを目指します。

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本村の人口規模や地域資源等を勘案すると、村全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本村においては教育・保育提供区域を村全域と設定します。

## 教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

村は、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じて利用する「教育・保育施設および地域型保育事業」による確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

### 教育・保育の提供体制

1号認定（教育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	12	12	12	12	12
②確保方策（利用定員数）【人】	12	12	12	12	12
2号認定（保育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	247	219	194	164	149
②確保方策（利用定員数）【人】	250	225	194	164	149
3号認定（0歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	25	25	23	23	22
②確保方策（利用定員数）【人】	27	27	24	24	24
3号認定（1歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	41	41	41	39	39
②確保方策（利用定員数）【人】	45	45	45	40	40
3号認定（2歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	63	48	48	48	46
②確保方策（利用定員数）【人】	66	48	48	48	46

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3～5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

【2号認定】3～5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

【3号認定】0～2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 およびその実施時期

地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

### 地域子ども・子育て支援事業の提供体制(抜粋)

延長保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	635	635	635	635	635
②確保方策【人】	635	635	635	635	635

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
低学年【人】	160	160	160	160	160
高学年【人】	40	40	40	40	40
②確保方策【人】	210	210	210	210	210

地域子育て支援拠点事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【延べ人数/年】	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
②確保方策【延べ人数/年】	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

一時預かり事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
①量の見込み	幼稚園型【延べ回数】	325	325	325	325	325
	幼稚園型を除く【延べ回数】	15	15	15	15	15
②確保方策	幼稚園型【延べ回数】	325	325	325	325	325
	幼稚園型を除く【延べ回数】	15	15	15	15	15

利用者支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【箇所】	1	1	1	1	1
②確保方策【箇所】	1	1	1	1	1

妊婦健康診査	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【延べ回数】	495	495	473	473	451
②確保方策【延べ回数】	495	495	473	473	451



## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制(抜粋)

乳児家庭全戸訪問事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	45	45	43	43	41
②確保方策【人】	45	45	43	43	41

養育支援訪問事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【世帯】	8	8	8	8	8
②確保方策【世帯】	8	8	8	8	8

産後ケア事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人日】	162	162	156	156	148
②確保方策【人日】	162	162	156	156	148

子育て世帯訪問支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【延べ人数】	288	288	288	288	288
②確保方策【延べ人数】	288	288	288	288	288

### 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で、令和8年度から全国の自治体で実施されます。

本村の0～2歳児の推計人口、未就園児数の見込みから算出した結果、本村では、未就園児が少ないため、定員数の確保までは必要ないものの、現状の受け入れ体制により、令和7年度中からの実施について検討します。

### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

やんばる町村ファミリー・サポート・センターでは、本村をはじめ北部地域の10町村（今帰仁村・国頭村・大宜味村・東村・本部町・宜野座村・金武町・恩納村・伊江村・伊平屋村）が共同で本事業を実施しています。本村では、ひとり親世帯や非課税世帯については、子育てサポート券（初回12,000円分のサービス券）を発行し、経済的負担の軽減を行っています。

お問い合わせ

今帰仁村 福祉・こども課

〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地  
TEL 0980-56-2198